

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人筑波技術大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

筑波技術大学は、本学の理念である聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成することを推進しており、主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、教育・研究機関のうち常勤職員数(当該法人約200人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。

- ・常勤職員数が150～350人程度の国立大学法人(7大学)…公表資料によれば、平成27年度の長の年間報酬額の平均は16,685千円、理事については12,745千円である。
- ・事務次官年間報酬額…22,977千円

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本法人が定める役員に対する期末特別手当において、各役員の業績を考慮し、その額の100分の10の範囲内でこれを増額または減額できるものとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額および期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人筑波技術大学役員報酬規程に則り、本給(895,000円)に地域手当(134,250円)を加算して算出している。期末特別手当についても、同規程により、期末特別手当基準額(本給の月額(本給+地域手当)+本給の月額×100分の45)に6月においては100分の150、12月においては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成28年度では、期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額および期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人筑波技術大学役員報酬規程に則り、本給(706,000円)に地域手当(105,900円)を加算して算出している。期末特別手当についても、同規程により、期末特別手当基準額(本給の月額(本給+地域手当)+本給の月額×100分の45)に6月においては100分の150、12月においては100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、平成28年度では、期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

理事(非常勤)

改定なし。

監事

該当なし。

監事(非常勤)

改定なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,382	千円 10,740	千円 4,981	千円 1,611 (地域手当) 50 (通勤手当)			
A理事	千円 14,312	千円 8,472	千円 3,929	千円 1,271 (地域手当) 640 (通勤手当)	4月1日		◇
C理事 (非常勤)	千円 840			()		3月31日	※
A監事 (非常勤)	千円 936			()			
B監事 (非常勤)	千円 936			()			

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

筑波技術大学は、本学の理念である聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、学長のリーダーシップの下で、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成することを推進している。そうした中で、筑波技術大学長は職員数約200名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の責務を同時に担っている。筑波技術大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものであるとしている。

人数規模が同規模の他国立大学の長の報酬水準と同水準かそれ以下となっている。また、事務次官の年間給与額22,977千円と比べてもそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

学長の定めるところの業務を担当する役員として、学長を補佐し業務を掌理し、本学の目標である聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を推進する職務を担っている。また、学長の事故がある際はその職務を代理し、欠員の時はその職務を行う立場にある。

筑波技術大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、人数規模が同規模の他国立大学の理事の報酬水準と同水準かそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事
(非常勤)

非常勤という立場から、筑波技術大学の理念を遂行する学長の業務を補佐、助言する役員としての職務を担っている。

人数規模が同規模の他国立大学の理事(非常勤)の報酬水準と同水準かそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし。

監事
(非常勤)

筑波技術大学の業務を監査し、必要に応じて学長に意見を提出する職務を担っている。

人数規模が同規模の他国立大学の監事(非常勤)の報酬水準と同水準かそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	該当者なし					
理事A (非常勤)	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし。
理事A	該当者なし。
理事A (非常勤)	該当者なし。
監事A (非常勤)	該当者なし。
監事B (非常勤)	該当者なし。

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

各役員の業績に応じて、期末特別手当の支給の際に100分の10の範囲内で当該手当を増減させることができる。
今後も継続する予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等のほか、平成28年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人約200人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 常勤職員数が150～350人程度の国立大学法人(7大学)。

(2) 国家公務員…平成28年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与額は410,984円となっており、全俸給表の平均給与額は417,394円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種(事務職)の大学卒の4月の平均支給額454,096円となっている。

当該法人の人件費率は51.04%であるが、職員数の適正化を図りつつ、国家公務員の同種の職員と同水準とする等により、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当該法人においては、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程に則り、勤務成績を反映させるものとして昇給、昇格、降格及び勤勉手当(6月・12月)の支給割合の増減を行っている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

国立大学法人筑波技術大学給与規程に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、放射線取扱手当、時間外勤務手当、夜勤手当、学位論文審査手当、入試手当、期末手当及び勤勉手当)としている。期末手当については、期末手当基礎額(俸給+俸給の調整額+地域手当+扶養手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+俸給の調整額+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に勤勉手当支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度においては、①入試手当の新設、②単身赴任手当の引き上げ、③俸給の調整額、管理職手当の見直し、④全俸給表のベースアップ(平均0.2%)、⑤初任給調整手当の引き上げ、⑥地域手当支給割合の1%引き上げ、⑦勤勉手当の支給割合の年間0.1月分引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況 (年俸制適用者以外)

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	140	50.7	8,538	6,129	109	2,409
事務・技術	41	45.2	6,129	4,462	77	1,667
教育職種 (大学教員)	93	53.1	9,750	6,970	128	2,780
その他の医療職種 (医療技術職員)	3	52.5	6,082	4,377	25	1,705
その他の医療職種 (看護師)	3	50.2	6,352	4,607	53	1,745

注:・常勤職員については、在外職員、任期付き職員及び再任用職員を除く。

- ・「その他の医療職種」とは、医療技術職員については保健科学部附属東西医学統合医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の業務を行う職種を示し、看護師については、保健科学部附属東西医学統合医療センター及び保健管理センターに勤務する看護師の業務を行う職種を示す。
- ・該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護士)については、該当者がいないため省略した。)

(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	11	39.3	6,564	6,564	103	0
教育職種 (大学教員)	7	38.5	7,105	7,105	161	0
教育職種 (特任教員)	1					
教育職種 (任期付教員)	3	37.2	6,250	6,250	0	0

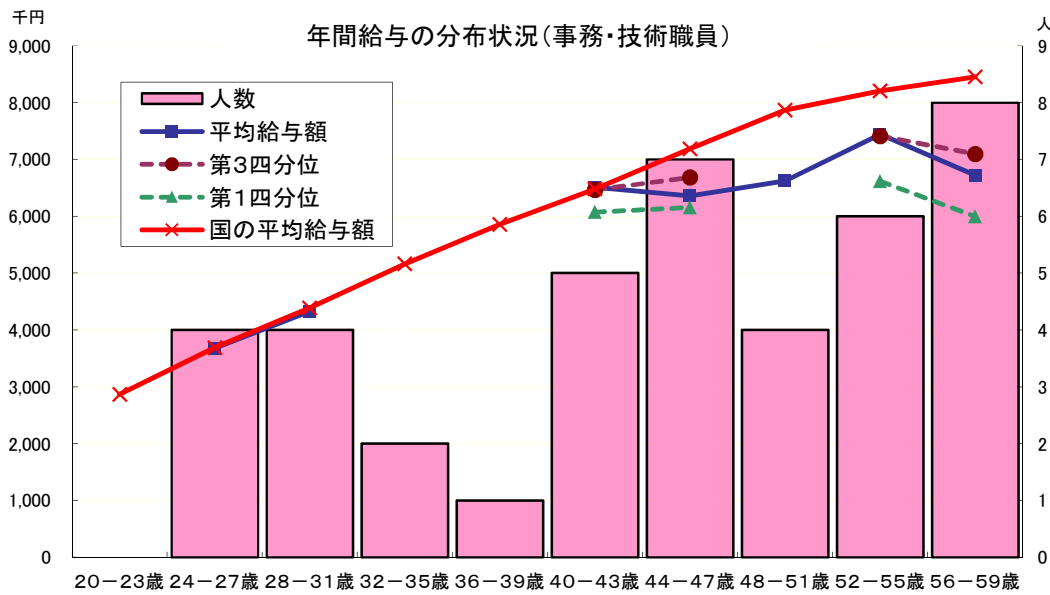
注:・「特任教員」とは、大学経営上の貢献が見込まれる場合、又は教育、研究、社会貢献に大幅な向上が見込まれる場合に、任期を定めて採用する年俸制の教育職員(特任助教、特任助手及び特任研究員)を示す。

- ・「任期付教員」とは、優れた能力を有する多様な人材を確保し、聴覚障害者及び視覚障害者の教育研究の活性化を図るために、任期を定めて採用する年俸制の教育職員(教授、准教授、講師及び助教)を示す。

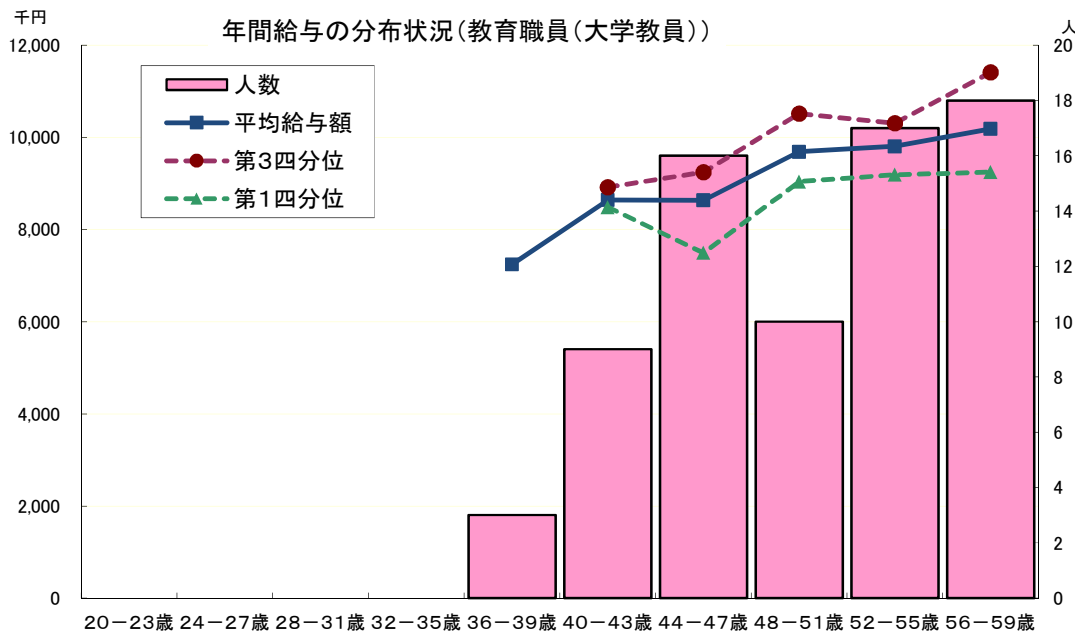
・「教育職種(特任教員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

・該当者がいない区分(常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員)及び区分中の職種(任期付職員中の事務・技術医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護士)については、該当者がいないため省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:・①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 ・年齢24～27歳、28～31歳及び48～51歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
 ・年齢32～35歳及び36～39歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注:・年齢36～39歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

